特別徴収に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．（質問）

どのような場合に個人住民税を特別徴収しなければなりませんか？

Ａ１．（答え）

毎年４月１日現在に在職する従業員（アルバイト・パート等を含む。）に対して給与を支払う事業主の方は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

Ｑ２．（質問）

個人住民税の特別徴収はどのように行うのでしょうか？

Ａ２．（答え）

特別徴収の概要は次のとおりです。

・毎年１月末までに、事業主の方から提出された給与支払報告書などにより、市町村において従業員ごとの個人住民税を計算します。

※所得税のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。

・毎年５月末までに事業主の方へ従業員ごとの１年分の税額を通知します。

・通知された税額を月々の各従業員の給与から差し引いて徴収していただき、これをまとめて翌月の 10 日までに市町村に納入していただきます。

Ｑ３．（質問）

従業員から、給与からの差し引きではなく自分で納付できないか、と言われています。従業員ごとに特別徴収をする、しないは選べませんか？

Ａ３．（答え）

給与を支払う事業主の方は、毎年４月１日現在に在職する従業員全員（アルバイト・パート等を含む。）を対象に、特別徴収していただくことになっています。したいがいまして、**従業員ごとに納付方法を選択することはできません。**

※中途就職者など、他の事業主から給与を受けていた方も対象になります。

Ｑ４．（質問）

特別徴収によってどのようなメリットがありますか？

Ａ４．（答え）

事業主の方には、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間はありません。

従業員の方には、次のようなメリットがあります。

・従業員一人ひとりが**金融機関等へ納税に出向く手間を省けます。**

・年税額を 12 回に分けて支払うため、納期が年４回である普通徴収より、**１回あたりの負担が少なくなります。**

・月々の給与等の支払いの際に差し引かれるため、**納め忘れがありません。**